

個人情報保護に対する基本方針

平成17年4月1日より個人情報の保護に関する法律（いわゆる「個人情報保護法」）が施行されました。これに伴い吉祥園保育所でも保護者の皆様の個人情報について下記のとおり保護・管理致しますのでここにお知らせ致します。

■ 1. 基本方針

社会福祉法人 吉祥福祉会は、当法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護を図ることを宣言致します。

■ 2. 個人情報の適切な収集、利用、提供の実施

- 個人情報の取得に際して、利用目的を特定して通知または公表し、利用目的に従って、適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。
- 個人情報の収集、利用、提供にあたっては本人の同意を得るようにします。
- 個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行います。

■ 3. 安全性確保の実践

- 当法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を明確にし、必要な教育を行います。
- 個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価・見直しを行い、継続的な改善に努めます。

■ 4. 具体的に現在保有している個人情報

■ 1. 行政からの個人情報「児童委託書」

事務所内において保育所運営事務に必要な業務に利用するほか第三者が閲覧または持ち出しすることのない用に理事長が管理・監督致します。

■ 2. 保護者から個人情報「入所時面接調書」「児童票」「健康保険者証写し」など

園児を健全かつ適切に保育し、安全確保のために利用致します。吉祥園保育所では個人情報保護のため連絡網など書面での名簿公開は致しておりません。なお、靴箱・カバン棚・絵画展など出品作品には個人名を、壁面誕生者カードには名前と誕生日を、吉祥園保育所ホームページにおいては顔写真（名前は出しません）を公開させて頂いております。

■ 3. 園内において保育士がこどもの様子を記載する帳簿類すべて

第三者の目に触れぬよう主任・園長が保護・管理しております。

《例 外》

※保険者証の写しについては周知のとおり緊急の場合に医師・薬剤師に開示致します。

また、児童虐待の疑いがあるとき、国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対し協力する必要がある場合であって、保護者の同意を得ることによって事務の遂行に支障を及ぼす場合は関係機関に情報を開示致します。

■ 5. 個人情報保護に関するお問い合わせ窓口

当法人が保有する個人情報についてのご質問やお問い合わせ、あるいは、開示、訂正、削除、利用目的、利用停止等の請求及び苦情の申し出について、以下の窓口でお受け致します。

■ 受付担当者 永田 智子

■ 受付担当者 勝目 京華

■ 受付責任者 永田 隆生

■ いろいろ、堅苦しく書きましたが法律ですのでご理解ください。簡単に言うと、こどもさんの名前や誕生日を園内で掲示しないで欲しい、うちの子の写真を園内に貼らないで欲しい、ホームページにこどもの写真を使わないで欲しいなどの要望がある方は申し出てくだされば対応しますと言うことです。

社会福祉法人 吉祥福祉会
理事長 永 田 隆 生

相談（苦情）申し出窓口設置のご案内

社会福祉法第82条の規定により、吉祥園保育所ではご利用者からの相談（苦情）に適切に対応する体制を整えております。

吉祥園保育所におけるご相談（苦情）については、解決責任者、受付担当者、第三者委員を置き利用者からの相談（苦情）解決に対応いたします。

記

- | | | |
|------------------|-----|---------------|
| 1. 相談（苦情）受付担当者 | 保育士 | 勝目 京華 |
| 2. 相談（苦情）解決責任者 | 施設長 | 永田 隆生 |
| 3. 相談（苦情）第三者委員 | | |
| ①新門 弘人（宮之城病院院長） | | 5 3 - 0 1 8 0 |
| ②本田 宏（司法書士） | | 5 3 - 0 1 7 0 |
| ③今村 恵美（吉祥福祉会 監事） | | 5 4 - 2 1 1 0 |

◇相談（苦情）受付の流れ

Q. 相談（苦情）がある場合は、どうしたらよいのですか？

- A. ・受付担当者が窓口となり、電話及び書面などにより随時受付をいたします。
又、第三者委員へ直接申し出る事もできます。
・園内に相談意見箱を設置しておりますのでそちらへ投函しても結構です。

Q. 受け付けられた相談（苦情）は、どのように報告、確認されるのですか？

- A. ・受付担当者が相談（苦情）を受付後、解決責任者及び第三者委員へ報告し、内容を確認した後、申し出人に対して受付けた旨を通知いたします。

Q. 解決責任者へ報告された後は、どうなるのですか？

- A. ・解決責任者が相談苦情申し出人と相談（苦情）に対して誠意をもって話し合い、適切に解決ができるように努めます。また、相談（苦情）申し出人は、第三者委員の助言や立会いを求める事ができます。
・第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。
ア. 苦情内容の確認 イ. 解決案の調整、助言 ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

Q. 吉祥園保育所にて解決できない場合は、どうなるのですか？

- A. ・「福祉サービス運営適正化委員会」の紹介
吉祥園保育所で解決できない相談・苦情は鹿児島県社会福祉協議会（鹿児島市鴨池新町1番7号 県社会福祉センター内）に設置された福祉サービス適正化委員会申し立てることができます